

第 31 期

東京都青少年問題協議会
第 4 回 専門部会

平成 29 年 5 月 11 日 (木)

○重成青少年課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都青少年問題協議会第4回専門部会を開催いたします。

本専門部会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日出席いただいております委員の方は6名となっております。必要な定足数を満たしておりますことをご報告いたします。また、本専門部会は、原則公開となっております。議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日のオブザーバーを紹介させていただきます。本協議会の副会長であります古賀先生でございます。

○古賀副会長 よろしくお願ひします。

○重成青少年課長 東京都児童相談センター次長の花本様は、遅れて参加ということでございます。

教育庁指導部指導企画課長の建部様でございます。

警視庁生活安全部少年育成課長大八木様の代理として、福祉犯担当課長代理の今井様にご参加いただいております。

次に、本日配付の資料の確認をいたします。次第の次に、資料1から資料5までございます。なお、緑のクリアファイルに入れ机の上に置かせていただいております自画撮り被害の主な事例と題した資料につきましては、前会に引き続き、詳細な被害相談情報を含んだ内容となっておりますことから、ご相談者にご配慮いただき、傍聴の方も含め、皆様お帰りの際には、卓上に置いたままお帰りいただきたいと思ひます。

資料4の事例につきましては、お持ち帰りいただひて結構でございます。資料はよろしいでしょうか。

それでは、この後の進行は、木村部会長にお願ひしたいと存じます。木村部会長よろしくお願ひいたします。

○木村部会長 皆様、木村でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

これまで、3回にわたって諮問事項について、議論してまいりました。その内容は、三つあるかと存じます。まず第1に子供や保護者に対する普及啓発、教育、相談等対応、第2が、技術的対応による被害未然防止、第3が、悪質な行為に対する規制、以上の三つのカテゴリーについてご議論をいただひてまいりました。また、三つ目の悪質な行為

に対する規制については、東京都青少年の健全な育成に関する条例を改正する方向性について、行政法の観点から、中央大学教授の藤原先生にご講演をいただいて、委員の皆様のご意見を頂戴したところでございます。これを踏まえて、本日の専門部会までに、一度、法律を専門とされている宍戸委員、それと浅田委員、それに私も加わりまして、条例の改正に向けた法的整理をいたしました。これらを踏まえて、答申素案という形でまとめさせていただきました。これについては、後ほど事務局からご報告をお願いしたいと存じます。

本日は、初めに最近の国の動向等について、事務局からご報告があるとのことですので、よろしくお願いたします。

○重成青少年課長 それでは、最近の国の動向などをご説明いたします。

まず、卓上に平置きにしております「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画～児童の未来を守る社会のために～」をご覧ください。

この計画は、平成 29 年 4 月 18 日に犯罪対策閣僚会議で決定されたものでございます。計画本文の 1 ページをご覧ください。その趣旨が記載されてございます。児童ポルノの製造や児童買春を初めとする児童の性的搾取等を、児童の心身に有害な影響を及ぼし、かつ、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為と位置付けた上で、インターネットを通じ、被害児童を傷つけることも多いという認識に立ってございます。まさに本協議会で審議をいただいております自画撮り被害もその代表例と認識されているものと思います。具体的施策につきましては、計画本文の 6 ページ以降に記載されてございます。

なお、24 ページには、⑩といたしまして、被害児童に対する調査研究の実施というのがございます。「被害児童に対する調査研究の実施」として、「自画撮り被害に遭った児童の心理特性に関する調査研究を行い、その結果を被害防止施策に活用する。(警察庁)」とございます。前回の専門部会で、話題提供のありました、本年度に国が行うとされた自画撮り被害児童の全国調査がこれに当たります。

答申案作成に当たりまして、参考になるとおりましたのでご紹介をいたしました。

それでは、次に自画撮り被害を取り巻くデータの最近の事業を踏まえた方針をご説明いたしたいと思っております。今度は、本資料に戻っていただきまして、資料の 2 をご覧ください。

三つのグラフが並んでいると思っております。一番上のデータは、これまでご覧いただいた

グラフと同じでございますが、全国の児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移でございます。28年も、さらに増加しているという状況でございます。

2番目のデータもこれまでご覧いただいたグラフと同じでございます。全国と警視庁の児童ポルノ事犯全体の検挙件数及び被害児童数の推移でございます。28年もさらに深刻化しているという状況でございます。

3番目のデータが、都が運営する青少年のネットトラブル相談窓口「こたエール」に寄せられました相談件数のグラフでございます。相談全体は、28年度は前年度よりやや減少いたしました。相談全体に占める性的画像等に関する相談の割合は、年々増加しているという状況でございます。

なお、相談全体の減少につきましては、架空請求に関する相談の減少の影響が大きいと考えられるのですが、要因ははっきりとわかりません。教育庁におかれましては、SNS東京ルールを取組を始められたのが、27年11月であったり、警視庁が迷惑メール監視システムの運用を開始されたのが、28年の11月であったり、また近年、当本部も普及啓発等を強力に推進してございます。これらの効果なのかもしれませんが、単年度だけでは、はっきりとしないということでございます。ただし、それでもなお性的画像等に関するトラブルを抑え込めていないという現状が表れているという解釈をしております。

以上でございます。

○木村部会長 どうもありがとうございました。ただいまのご報告についてご質問がある方はお願いいたします。

○古賀副会長 大事な点をご紹介いただいて、国の施策の方でもいろんな取組があるんだということがわかるかと思いました。実は、私、ずっと皆さん方のご議論を聞いてて気にしてたのですが、ここではどちらかといいますと、自画撮り被害を事前にどうやって防止していくかという議論をしてきたのです。だが、一方で、事後的に拡散された画像が、後々いろんな形で悪用されて、再びその被害というものの中に投げ込まれる子供たちもいるというご指摘をされた何人かの先生方がおられました。私も聞きながら、もちろん、それはここでは扱いきれないことであるんですけど、拡散問題は深刻だなというふうに感じました。つまり、被害が一過性のもので終わらなくて、時間を経てまた出てくるというようなことがあるんだなということをお聞きして思ったんです。この資料を、

今、見せていただくと、いろんな対策閣議の方なんかでも、プロバイダーによる削除要請の問題とか、触れているようなので、いわゆる児童ポルノの法律等も含めて、拡散等の部分というのは、既に法律上はある程度やられているところもあるのかなと思うので、ご紹介いただけないかなと思うんですけど、いかがでございましょうか。

○木村部会長 もし事務局からあればお願いできますか。

○重成青少年課長 私から、ご説明させていただきたいと思います。

児童ポルノというものに関しましては、児童ポルノ禁止法というのが現在ございます。児童ポルノ禁止法に基づきましては、大人が児童ポルノを他人に譲り渡したり、自己の性的好奇心を満たす目的で所持したり、そういったものが全て児童ポルノ禁止法違反になるという状況でございます。したがって、こと児童ポルノということに関しましては、拡散については、現行法の規制が及んでいるという状況でございます。

○宍戸委員 今、事務局から適切なご説明いただきましたが、古賀先生からもご指摘の点で補足をいたしますと、お手元の基本計画の17ページから18ページをご覧いただいでのご発言だと思いますけれども、被害の予防だけでなく、拡大防止対策の推進ということで、既に官民において、いろいろな取組がなされているということについて記載がございます。とりわけ18ページの⑤におきましては、インターネット上の児童ポルノについて、これは表現の自由との関係もあり、非常に微妙な問題でございますので、民間団体にあるインターネットコンテンツセーフティ協会が作っているリストに基づき、民間の自主的取組としてブロッキングを行い、これについては、かなりの効果が上がっていると同時に、国際的にも高く評価されている取組だというふうに思います。この点については、吉田奨委員がご知見をお持ちだと思いますのでご紹介いただければよいのではないかと思います。

○木村部会長 ありがとうございます。よろしければお願いできますか。

○吉田（奨）委員 インターネットコンテンツセーフティ協会の方も、私は事務局長として立ち上げましたので、ご説明申し上げます。

現在は、まず、国民が児童ポルノを見つけた場合は、インターネットホットラインセンターという警察庁がやっている事業体に申告をしまして、そこで国内のサーバーに蔵置されているものについては、国内のプロバイダーに削除依頼を徹底する。それで、国内の事業者はほとんど100%に近く、速やかに削除しますので、そこで担保できている

と。ただ、海外のサーバーにあった場合は、なかなか削除依頼が出せないということもございますので、インターネットコンテンツセーフティ協会に情報がわたりまして、同協会に改めて小児科の先生とか、弁護士の方に確認してもらった上で、ブロッキングという措置を講じております。また、これは仕組みというか事実上でございますけれども、警察庁少年課からも、事件で摘発して、犯人は検挙したけれども、もう拡散された後だというような児童ポルノについても、一応ご連絡をいただいております、それも改めてインターネットコンテンツセーフティ協会に確認した後に、海外サーバーのものについては、ブロッキングをする。国内のものについては、これは各都道府県警もやっていると申しますが、国内プロバイダーに蔵置されているのは、国内のプロバイダーに削除要請をするというような形で、100%かどうかはわかりませんが、一定程度手当はされているというような状況でございます。

以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。後で、1章、2章を検討する際にも、もし必要であれば、何かコメントいただいて、追加するものがあれば追加するなど、対応したいと存じますので、その際にもよろしく願いいたします。

ただいまの事務局のご説明については、他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に答申素案について第1章と第2章とございますけれども、初めに第1章から事務局からお願いできますでしょうか。

○重成青少年課長 答申素案ということで資料1をご覧ください。

これは、答申案として取りまとめる前の答申素案というものでございます。これまでの、皆様のご発言を踏まえまして、それを書き起こしたものであるという位置付けでございます。

第1章と第2章とに分かれてございます。第1章は現状と課題の把握ということでございます。第2章が具体的な対応方策というものでございます。この順にご説明したいと思います。

まずは、第1章の現状と課題をご説明いたしたいと思っております。1ページをご覧ください。

本章では、諮問の中で問題提起されました、脅されたり、だまされたりするなどして

青少年、この青少年という場合は、18歳未満を指します。本文中の児童も同じ意味でございます。この青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられたり上、メール等で送られる被害、いわゆる自画撮り被害につきまして、取り巻く現状と被害防止に向けた課題を整理するということでございます。

第1が、青少年の自画撮り被害を取り巻く現状ということでございます。最近の調査を踏まえまして、青少年のスマートフォンの所有率というのを全国と都内とで比べてみました。高校生につきましては、ほぼ飽和状態に近いという状況でございます。あまり大差はございません。中学生につきましては、全国より都内の方が10%ほど高いという状況でございます。小学生につきましては、逆に全国の方が高いという状況でございますが、この小学生につきましては、下の注にもつけさせていただきましたが、東日本大震災の直後に小学校に入学した児童が、調査時に6年生という段階でございますので、まさにこの調査の対象に入っております。当時は、保護者の方の子供の位置情報を把握したいというニーズが高まって、所持率が一時的に伸びたという指摘もありまして、小学生の単純比較は難しいかと思われまして、まさにそういうことでございます。このような急速なスマートフォンの普及や、インターネット利用の低年齢化に伴いまして、青少年のインターネット上のトラブルが顕著になってございます。都に寄せられる相談を見ましても、児童ポルノ等の性的な画像に関するトラブルの割合が増えているというのは、先ほどグラフで見ていただいたとおりでございます。特に全国、都内ともに、中学生からの相談が伸びているという状況でございます。

青少年の自画撮り被害の状況でございますが、近年、児童ポルノ等の性的な画像等に関するトラブル相談のうち、自画撮り被害であったり、それにつながりかねない働きかけを受けたという相談が非常に特徴になってございます。

全国の児童ポルノ事件として、立件されたものにつきましては、事件全体の検挙件数、被害児童件数は増加傾向で、平成28年は、先ほど見ていただきました、過去最高を更新してございます。深刻な状況でございます。その中でも、自画撮り被害に係る児童数は、4年間で2.3倍ぐらいに増え、年々増加してございまして、被害対応別では、全体の4割前後を占めるという懸案となっております。

青少年の自画撮り被害の実態ということで、これまで専門部会で様々な外部有識者からの声も踏まえまして、把握をしてきたところでございます。自画撮り被害の約8割に

については、青少年と加害者とが面識のない状態で行われたものだったと、コミュニティサイトで知り合ったケースが、95%を超えているという状況でございます。

また、具体的な事例を見てみますと、コミュニティサイトで知り合った後、多くは1対1のやりとりに移行して、相手にしつこく求められて諦めた気持ちになってしまって画像を送ってしまったなど、青少年の性に関する判断能力の未熟さに付け込まれて画像を送信させられているという実態もございました。また、一度送ってしまえば、その後画像の送信等による被害がエスカレートするケースも見られるということでございます。これは、第1回の総会におきましても坂元先生から、ご講演いただいた内容にもございます。

なお、青少年の判断能力の未熟さに付け込む手口といたしましては、何度も何度も執拗に要求するであったり、それから、他者になりすまして欺く、誤解させるといった方法であったり、威迫する、対償の供与を約束するという事案、困惑させる事案など様々な方法が見られました。

これらの被害が発生する背景には、スマートフォンやインターネットの特性なども大きく影響しているという状況でございます。スマートフォンを使えば自分の画像が、簡単に撮影でき、保護者に気付かれずに送信ができるという状況がございます。また、SNSの流行で、非常に自撮りというのが日常化しているというところもございます。

また、加害者は、インターネットを利用することで大勢の青少年の中から、1対1のやりとりに応じやすそうな青少年を選ぶなど、インターネットを使った青少年を探すという行為ができるというところがございます。

また、インターネットに流出した画像につきましては、やはり回収は困難で、たとえ画像を送信した相手との連絡を絶っても、その後被害青少年は、ネットのどこかに自分の画像がばらまかれているのではないかとか、先ほどございましたが、学校や友達、親の目に入ったら生きていけないとか、大変悩み、将来にわたって不安を抱き続けているという実態がございます。不登校や将来の夢を諦めざるを得ないという事案もございました。

これを取り巻く法規制はどうかというところがございます。青少年の自撮り被害の防止に関する主な現行法令というところでは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律という、児童ポルノ禁止法と略させていた

ですが、この 7 条に児童ポルノに関する行為の禁止が書かれています。児童ポルノ等の自画撮り被害が生じ、相手にわたってしまったなどの場合、加害者には、同条 4 項の製造罪が適用されるケースが多いのではございますが、未遂罪の規定はなく、自画撮り被害につながる働きかけ行為自体を罰するという規定はございません。

他方、刑法につきましては、加害者が脅迫等の手段を用いれば、児童ポルノ等の自画撮り被害が生じた場合、強要罪などが適用されることがございます。また、自画撮り被害につながる働きかけ行為自体は、脅迫罪や、強要罪の未遂というのに該当すれば、罰せられるのですけれども、加害者が青少年の判断能力の未成熟さに付け込んだ上手いやり方で行う場合は、働きかけ行為自体は、これらに該当しないことも多いという現状でございます。

青少年の自画撮り被害の防止に資する現行の主な取組というのを挙げてございます。都の主な取組といたしまして、普及啓発・教育などがございます。「ファミリー e ルール講座」等の開催であったり、性被害の防止の対策講演会であったり、また、公立の小中学校では、いじめ等のトラブルや犯罪の回避などについて広くルールを定めようといった「SNS 東京ルール」を策定し、児童生徒が自ら考える力をつけさせるということを目的に作られた「SNS 東京ノート」などを使って、青少年の教育を進めているという状況がわかりました。

この相談対応につきましては、青少年のネット・ケータイトラブルの解決に向け適切な対応を行うため、青少年やその保護者、学校関係者などが気軽に相談できる「東京子どもネット・ケータイヘルプデスク『こたエール』」というのを開設してございます。先ほどの、皆様の右手側にビラを置かせていただいております、「こたエール」でございます。ここで相談を受けた場合は、関係機関と連携しつつ、適切な解決を図るとともに、相談内容を分析して、都民への啓発とか、事業者への情報提供などを行っているところでございます。

また、インターネットの利用環境の整備という意味では、青少年をインターネット上の有害な情報から守るためにフィルタリングというのが有効でございます。都では、青少年健全育成条例に基づきまして、携帯電話販売店等への立入調査を行ってフィルタリング説明状況などの確認を行ってございます。

また、条例に基づきまして、インターネット上の有害情報対策を目的としました携帯

電話端末等の推奨制度の運用も行っております。

また、最後は取締等ということで、警察では、児童ポルノ事犯の検挙を強化しております。また、都及び都内の民間団体との連携による児童ポルノ対策の強化ほか、被害児童の立ち直り支援等に向けた情報交換及び協議等を行う「官民連絡会議」なども開催しております。

先ほど、見ていただきました、国の取組事例なども少しご紹介いたします。児童の性的搾取等に係る対策ということで、先ほど見ていただきました児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の中に、以下のような内容が盛り込まれております。被害児童に対する調査研究の実施なども盛り込まれております。

また、国では青少年インターネット環境の整備等に関する検討会なども行っております。この検討会におきましては、インターネット利用環境をめぐる問題の一つとして、コミュニティサイトなどに起因する青少年の犯罪被害等の増加等を挙げております。

また、28年度の総合セキュリティー対策会議というのも警察庁が開催しております。「コミュニティサイトに起因する児童被害防止のための官民連携の在り方」につきまして、会議を4回開催するなどして方向性が取りまとめられたというところでございます。

最後に民間の取組もご紹介したいと思います。

プロバイダーに対する画像の削除要請ということが含まれてございましたけれども、吉田（奨）委員からご紹介ございましたが、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報につきまして、情報提供を受け、警察等への通報、国内外へのプロバイダーに対する削除要請等を行っているという状況でございます。

また、フィルタリングに関するウェブサイトや、アプリケーションの認定というような活動も行っております。一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）が認定したWEBサイトやアプリケーションに対し、十分な運用管理体制がとられているかなど、定期的に監視しているという状況でございます。

第1章の最後に、これらの現状を踏まえまして、青少年の自撮り被害の防止に向けた課題として、第2章につながる部分として書いてございます。一つ目が、青少年の自撮り被害防止には、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きい現状があるということでございます。先ほども記載したとおりではございますが、青少年の自撮り被害につながる働きかけの多くが、1対1のやりとりに持ち込まれた後行われてございま

す。このような1対1の閉鎖的な環境下のやりとりは、通信の秘密に守られることもありまして、通信事業者や保護者が、なかなか警戒することは難しいという状況でございます。したがって、この被害防止には、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが多くならざるを得ないという現象があると思います。

また、2点目は、現行の法令では、青少年の画像の提供を未然に防止することが十分にできない現状があるということでございます。先ほど、刑法や児童ポルノ禁止法などのご説明をさせていただきました。青少年の判断能力の未成熟さに付け込んで、刑法上の脅迫や、強要に該当しないやり方で画像が入手されてしまうことも多いという状況でございます。また、児童ポルノ禁止法は、画像が加害者に提供されるまでは、規制できないという状況でございます。したがって、現行法令では、未然防止というのは十分にはできないという状況でございます。

最後に、当取組につきましては、国や民間の取組と相互に補完し合うように連携して行う必要があるという点は、大前提としてあると思います。先ほど、ご説明いたしました、国や民間におきましても、積極的な自画撮り被害に資する取組が行われてございます。青少年の自画撮り被害を防止するためには、青少年への撮影・送信の働きかけという段階だけではなくて、悪意のあるものと青少年とが遭遇する段階、それから、青少年が自画撮り被害に遭った後の段階というところにも着眼いたしまして、国・民間の取組と相互に補完し合い連携した対策を進める必要があると考えてございます。こういった課題を最後に挙げてございます。

○木村部会長 第1章について、今、ご説明いただきましたけれども、委員の先生方、ご意見あればよろしく願いいたします。

先ほど、古賀副会長からご指摘いただいた点も、一部触れられている部分もあろうかと存じますが、もし何かございましたらお願いします。

○古賀副会長 十分触れていただいたと思うんです。

ただ、恐らく現実的な問題としては、犯罪の事後的な方に目が向く方は、結構多いというか、つまり起きたことに対しての、あるいはそれが後を引いていく、その子たちの成長の中で、悪質な画像が、後々影響を与える方に目が向く方は結構多いかと思いましたが、先ほど確認のためにお話させていただきましたけれども、ここでは、繰り返しになります、未然のところをできるだけ強調しているということです。そこを

きりしていただいて、仕分けていただいた方がいいのかなと思いましたが、そうしていただけるといいと思います。

○木村部会長 はい、ありがとうございます。そうすると、書きぶり自体で大きく変えないといけないところはないですかね。大丈夫でしょうか。もしあれば。

○古賀副会長 私は、そんなに全部法律的な専門性があるわけではございませんので、どうぞやっていただければと思います。ただ、私個人として先ほどから気になっているのは、一つは、確かに1対1で画像の送信が最終的には起きるのですが、例えば、保護者の方とか、先生方とか、何らかの形で疑わしいとか気付いたときに、一定の通報というんでしょうか、こういう危険があるんじゃないですかというようなことの、この条例の中で、警告をするということは、可能になるものなのかなということ。気にしながらいたんですけど、その点はいかがなんでしょうか。

○木村事務局長 もし事務局で、今の点についてコメントすることがあれば、お願いします。

○重成青少年課長 第2章の具体的な対応方策という中で、3段階に分けてお話をする予定でございます。この後ご説明をさせていただく予定でございます。悪意のある者と青少年が遭遇した段階、画像の撮影、送信を働きかけられた段階、それから、画像を送信してしまった段階という3つの段階でございます。委員が先ほどご発言になった部分がどの段階かにもよるとというのがございまして、もしよろしければ、後の各段階の説明の中で合わせてご説明させていただけたらと思います。

○木村部会長 それでは、第2章のところ、もう一度同じようになるかもしれませんが、お願いいたします。もし委員の先生方から特にならなければ、差し支えなければオブザーバーの方も、もし何かございましたらお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第2章に入って、また、第1章に戻る部分はあるかもしれませんが、2章をご説明お願いできますでしょうか。

○重成青少年課長 第2章の具体的な対応方策というところをご説明させていただこうと思います。7ページをご覧ください。第1章の「現状と課題」を踏まえまして、第2章では、「悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階」と、それから「青少年への撮影・送信の働きかけ段階」、それから「青少年が自画撮り被害に遭った後の段階」

の3段階それぞれにおきまして、普及啓発・教育・相談等対応というものと、技術的対応、それから規制等対応の三つのカテゴリー別に、3段階にそれぞれ三つの串を刺して青少年の自画撮り被害への具体的な対応方策を提言するという内容になってございます。

第1の「悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階」というところをご説明いたします。

諮問のとおり、高度情報通信社会やグローバル化の進展によりまして、ICTは、世代や地域を越えて、人と人とを結びつけるなど、実社会になくってはならないものとなってございます。スマートフォンの普及やインターネット利用の低年齢化は、今後ますます進むことと思われまふ。このことを自画撮り被害という観点からだけ見ますと、青少年にとっては、判断能力が形成途上である間に、悪意のある者と遭遇するリスクが増えるということの意味してございます。他方、悪意のある者にとっては、標的となる判断能力の形成途上である青少年と、遭遇する機会が増えるということの意味してございます。

そこで、青少年の自画撮り被害を減らすためには、青少年の年齢に応じたネット利用に配慮はしながらも、悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始の可能性を低減させる取組というのが一層求められると考えてございます。なお、取組に当たりましては、スマートフォンのみならず、ゲーム機等でも最近通信ができるということでございますので、そのような遭遇・やりとりの機会があることにも留意しなければいけないと考えてございます。

また、効果的な取組を行うためには、青少年のネット利用の実態であったり、悪意のある者の標的探しの実態だったり、それから両者がネット上で遭遇し、やりとりを始めるに至る実態等を十分に把握することは不可欠であると考えてございます。吉田委員からもご発言のあったところでございます。時々刻々と変化するこれらの実態をタイムリーに把握していくこと、把握した実態について社会全体で情報共有を図っていくことが必要であると考えてございます。

このような認識に立ちまして、普及啓発、教育、相談等対応ということについて述べたいと思います。

青少年のフィルタリング設定等に向けた保護者の知識・技術向上に資する普及啓発の強化というところでございます。悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始の可能

性を低減させるためには、青少年のフィルタリング設定や家庭におけるネット利用に関するルールづくりを進めることが効果的でございます。日常的にネットを利用している青少年に比べまして、保護者のネットに関する知識、技術が不十分な状況があるというところも現実だと思います。

保護者の知識・技術を向上させれば、青少年のフィルタリング設定とか家庭におけるネット利用のルールづくりの話し合いを促進させることにつながりますし、また、子供のネット利用の仕方が悪意のある者に遭遇するリスクの高いものかどうかとか、子供が危険な働きかけを受けた際に、これを我が子が回避できそうかどうかといった点について保護者が自ら判断し、必要に応じて子供との話し合いを持つことが期待できます。また、学校や地域社会において、一人でも知識・技術の高い保護者がいれば、周囲の保護者の相談にも乗ることができ、より広範囲な普及啓発効果も期待できるというご発言もございました。

都は、これまでも保護者の知識・技術向上に資する普及啓発に取り組んでございますが、普及啓発講演会等を行う場合には、保護者のニーズを踏まえ内容を充実させるとともに、保護者が参加しやすいような環境を整えるなど、保護者への普及啓発を強化することというのが一つ重要でございます。

また、(2)は、ネット利用に関するルールづくり等に向け青少年の自発的取組を促す普及啓発の充実というのを挙げてございます。皆さんも実感があると思います。青少年は、やはり思春期ゆえに、目上の者からの押しつけを嫌う傾向がございます。その反面、友人の行動への同調傾向は非常に強いものがございます。したがって、青少年が自発的にネット利用に関するルールづくりであったり、フィルタリング設定だったり、こういったことに取り組むような状況ができれば、実行した青少年を増やしていくことによって、青少年全体によい影響を与えていくということが想定されます。

都では、インターネットの利用や発信について適切な判断能力の向上のため、スマートフォンやSNS等を使用する際のルールを自ら作り、守るように啓発を行うなど、青少年に自分で考えてもらう取組を進めているところでございますが、青少年が受け入れやすいように、比較的年齢に近い大学生等とのグループワークを開催するなど、普及啓発の工夫をすることも重要であると考えてございます。

また、委員の発言からの児童ポルノという表現は、青少年や保護者にとっては加害者

が作成（撮影）するものというイメージが強いと。自分で撮影・送信させられる自画撮り被害のイメージとはなかなかなじみにくいのではないかというご発言がございました。都は、普及啓発に当たっては、青少年や保護者に伝わりやすい文言で発信するなどにも留意すべきであると考えてございます。

（3）に、青少年のリスクを高めるネット上の行動パターン等を踏まえた効果的な普及啓発の展開というのを書いてございます。先ほどから何度か言ってまいりました。国においては、大規模な被害青少年に関する調査が行われるという見込みでございます。都は青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等の分析結果の提供を受け、同様の行動パターン等にある青少年に対して、効果的な普及啓発を展開すべきだと考えてございます。

また、悪意のある者による標的探しの手口につきましては、その実態の把握に努め、具体的な手口に関し、注意喚起をするといった普及啓発も必要であるというご意見もいただいております。

2点目が、技術的対応というところでございます。1点目が普及啓発、教育、相談等対応ということで、二つ目の串でございます。（1）は再びということでございますが、青少年の自画撮り被害につきまして、被害青少年のネット上の行動パターン等に共通の特徴が見られ、それが悪意のある者との遭遇のリスクを高めていることが裏づけられれば、青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターンを注視することが可能となると。これは第3回の児童健全育成部会の鳥海教授のご説明にもあったところでございます。これにより、効果的な普及啓発が展開できると考えてございます。したがって、先ほどもございました国で大規模な被害、青少年に対する調査を行うのであれば、被害青少年の実態を把握できるような調査内容にしてもらって、調査結果を自治体に提供することについて国に要望すべきだと考えてございます。

最後、規制等対応というところでございます。（1）が、フィルタリング設定の徹底に関する法律の改正が行われた場合の健全育成条例の改正の検討というところでございます。国におきましては、フィルタリング設定の徹底につきまして、青少年インターネット環境整備法の改正が検討されているようでございます。今後、同改正がなされれば、改正内容に合わせ、健全育成条例の改正の必要性も検討してくべきではないかと考えてございます。

また、国におけるコミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害についての対策検討の注視ということも大事だと考えてございます。国におきまして、サイトの対策の検討が進められているところでございます。これをしっかり注視して、合わせて対応していくことが必要と考えてございます。

第1の段階につきましては、以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。では、第1、第2、第3 ちょっと長くなりますので、まず第1のところを切って、先生方のご意見を伺いたいと思います。何かございましたらよろしくお願ひいたします。まず、遭遇の段階の件ですね。

保護者への普及等というところで、吉田善博委員、何か、もし他の点でも、もちろん結構ですけども。何かあればお願ひできますでしょうか。

○吉田（善）委員 保護者の方の技術的な知識が追いついてないというのは、これは確かだと思います。第1章の方の課題でもあったんですけども、青少年の未熟な判断能力に頼るところが大きくならざるを得ないと。これはイコール保護者の知識がないというのもそうなんですけども、これに沿った形かどうかというのは、疑問があるかもしれませんが、実は、そもそも保護者と青少年のやりとりがなくなってきているというのが、今、現状だと思うんです。そういったところを、結局こういった端末で補っているというのも現状だと思うんですね。そういった認識を、私は保護者にしっかりと持ってもらった中で、しっかり子供と向き合って対応していくというのが大事ではないかなと思います。

○木村部会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。かなり大きな問題が背後にはあるということなのかもしれませんけれども。ありがとうございます。

次の（2）の比較的年齢が近い方の方が相談しやすいのではないかとこのところは、確か以前に渡辺委員からご指摘いただいたことかと思ひますけれども、何か（2）についてあればお願ひできますでしょうか。8ページの（2）ですね。

○渡辺委員 そうですね。以前にも申し上げましたように、性被害に遭う子供というのは、いきなり年齢が上の大人の人に相談するというのは、非常にハードルが高いところがございます。ですので、何か悩みがあったときには、まず、年齢の近い若い人と話し合いたいという考えを持つ傾向がありますので、そういった点からも、教育の面で年齢の近い大学生等とのグループワークを開催するというのは、かなり有効なのではないかなと

感じます。

それと、もう一点、別件なんですけれども、今回、国における被害青少年に関する調査に係る調査結果を国から提供してもらって、それに基づいて、また、施策を進めていくということかと思うんですけれども、国が関心を持つ調査項目と、都として関心を持つ調査項目が必ずしも一致しないかもしれないと思うのですが、こういった調査というのは、都として独自に行うというような検討というのはいかがなものなのでしょうか。事務局にお答えいただければと思います。

○木村部会長 もし、お伺いできるものがあれば、その範囲でお願いできますか。

○重成青少年課長 現在、都が警察も含め把握している実態をこの統計分析に生かすということで、非常に大事だと思っております。ただ、国に期待しておりますのが、全都道府県集まりますと、結構な数になりまして、統計の優位性が非常に高まるという点に、大変関心を持っているところでございます。東京都で、例えば検挙事案、それから、相談事案の分析というのは、なかなか相談された内容でしか判断できないというところもございますので、検挙事案などが主になってくると思うんですが、だから数が大きくなってこないというところがありまして、やれる範囲でというところでは考えていきたいと思っております。

○木村部会長 ありがとうございます。ある程度、やりとりとかはできる状況なんでしょうか。国の調査に関して、東京都として意見を述べるみたいなことは可能なんでしょうか。

○重成青少年課長 東京都から、定期的な国に対する要望などの活動もやっております。近々も、要望を行うタイミングがございますので、ぜひ国にもこんな内容をお話ししながら、もし間に合えば、こちらの調べてもらいたいことも、ぜひ要望して伝えたいなと思っております。

○木村部会長 ありがとうございます。では、せっかくの調査ですので、東京都にとっても有効なものになるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他の点について、他の先生方から、もしあればお願いいたします。繰り返しになりますけれども、もしよろしければオブザーバーの方からもご意見賜ればありがたく存じます。お願いいたします。

○建部教育庁指導部指導企画課長 教育庁指導部の建部と申します。先ほど、年齢の近い

世代での取組の方が効果があるのではないかということで、ご存じの方もいらっしゃると思いますが、昨年 7 月に、都立の墨田川高校の生徒が、地元の小学生にスマホミーティングということで、高校生が実体験に基づいて、小学生に情報モラルについて、例えば、SNS を使うときの何時以降は使わないとか、それでも来たときにどう対応するのかとかですね。これは、実は、教員がやるとどうしても否定というか、だめだ、だめだという禁止から入りがちなんですけれども、高校生の場合は、自分が体験しているので、気持ちはわかるというようなところからですね。一方で、高校生にとってみると、それを小学生に伝えることによって、同時に自分たちを客観視して、自分がやっている行為が本当にそれでよかったのかどうかという。実は、墨田川高校のこれを実践した主幹教諭に聞いたところ、最初、先生方はうまくいかないだろうというふうに、反対とは言いませんが、これに対して、懐疑的な見方が多かったんですけども、いざやってみると、自分たちでいろいろ実体験を調べてきたりとか、周りの友達から情報を集めて、何を教えるのかということで。大体小学生 3、4 人のグループの中に 2 人ぐらい高校生が入って、8 グループずつぐらいでやっていくと、かなり少人数ということも有効だったということで。大学生の例もありますけれども、これはかなり有効な取組だろうと我々も考えているところでございます。事例として紹介させていただきました。

- 木村部会長 どうも貴重な情報ありがとうございます。それは、他の高校でも何か計画されているところはあるんですか。
- 建部教育庁指導部指導企画課長 昨年 7 月に実施したものですから、実は、先日 4 月にこの墨田川高校の実践を紹介をしていただきました。都の集まりの中で。今後、そういう取組が有効だということで、我々としては今年度も広げていきたいと考えております。
- 木村部会長 どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。お願いいたします。
- 花本福祉保健局児童相談センター次長 普及啓発のところ、これまでもやってきた講演会等を今後もやっていくということを書いてあるんですけども、もっと効果的に入り口のところで、例えば、スマホを持つきっかけというのが、ば中学入学とか、高校入学時等と言われていますが購入するときというのは、高価なものなので、保護者と一緒にお店に行って、そこで説明を受けて購入すると思うんですけども、その段階で、例えば親子割りとか家族割りの説明のときに、子供割りとかで安くするのであれば、子供の

安全性を考えて、フィルタリングを設定するとか、そういった機能を制限することによって契約金額を安くするとかというところで、もっと事業者団体の方の協力も得ながらできることはあるのではないかと思うんです。買った後で親が勉強してフィルタリングを設定できる技術力を向上するというよりも、子供が持つときに合わせて一緒にルールを設定をしたり、そういった機能を制限したりとか、入り口のところで、もう少しできないのかなというふうに思ったんですけど。

○木村部会長 ありがとうございます。もし今の点について、コメントいただけることがあれば、お願いできますか。

○重成青少年課長 先ほど、少し現状の報告の中で、説明させていただきました、実は条例に基づきまして、携帯電話販売店などに対して、フィルタリングの説明状況について確認を行うというようなこともやっております。また、こちらのビラも各店舗に配っております、契約する際に保護者の皆様へということで、東京都から大切なお知らせがございますというようなものを、各販売店において説明してもらうという取組をしております。この中でも、先ほどのフィルタリングの必要性、それから家庭でのルールづくりの必要性が説明されるという状況になってございます。

○木村部会長 ありがとうございます。花本委員は、事業者にもうちょっと働きかけられないかというご指摘だと思っておりますけれども、それもある程度は、既にされている部分もあるということではよろしいのでしょうか。

○重成青少年課長 各事業者にお願いをして、この内容を説明していただくという活動をしてございます。

○木村部会長 ありがとうございます。それでもなかなかまだ十分ではない部分もあるのかもしれませんが、あと、9 ページにある青少年インターネット環境整備法の改正は、今の話につながるようなことになりますか。

○重成青少年課長 そうですね。国においても検討中ということで、まだ国会に出てないという状況ですので、まだはっきりとはわかりませんが、このようなフィルタリングについて検討が進められているということのようです。

○木村部会長 わかりました。まさに9 ページに書いてありますけれども、その動きにも東京都も、もちろん合わせて、条例改正等も可能性としては考えていくということですね。はい、ありがとうございます。

この部分で、もしご指摘いただく点があれば、お願いできますでしょうか。

今の点は、東京都としてもかなり事業者にも働きかけているというようなことは、少し盛り込んだ方がよろしいですかね。もうちょっと書けることがあれば。いかがでしょうか。

○廣田青少年治安対策本部長 恐らく、この答申を最終的にいただいた後、できるだけそこに盛り込まれた施策については、速やかに実施していくということになると思います。その際、当然この後説明にも入って来ますけども、スマホの機能の推奨についても新しい仕組みを設けたらどうかという答申に多分なるんだと思いますけども、そういうことを含めて、事業者の説明して、条例がこういうふうに変わりますと、ついてはご協力いただきたいということで、合わせて、今、先ほどご紹介したチラシで、携帯事業者の販売店でご協力いただいて配っているんですけども、そういったチラシの類も合わせて配っていただくようなことで、事業者の皆さんにも共通の認識を持っていただいてご協力をいただけるように、私どもとして働きかけていくことに、当然なろうかと思えます。

○木村部会長 ありがとうございます。そうしますと、今回、この形で答申を出すということは、そのような面でも後押しといたしますか、今後の動き方にも影響してくるということでしょうか。ありがとうございます。

他に、もしよろしければ、第2に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ご説明お願いいたします。

○重成青少年課長 その前に1点だけ、先ほどの古賀副会長からございました、保護者が見つけた場合というのは、この第1段階につきましては、保護者への知識を高めていくということが大事だということを書いてございます。保護者の技術的、それから知識を高めていくことによって、子供のいつもと違う動きであったり、それは何で行われているのかというようなことを見つけやすくなるということがあると思えます。それによって、保護者の方は、何か異変に気付けば、ネット上で何かトラブルに巻き込まれているかもしれないというときに、ぜひこの「こたエール」にご相談いただければ、お話はできるという状況でございます。第1段階は、こんなことが含まれてございます。

○木村部会長 ありがとうございます。それでは、第2に移らせていただいてもよろしいでしょうか。ご説明お願いいたします。

○重成青少年課長 第2段階目をご説明いたします。10ページでございます。

青少年への撮影・送信の働きかけ段階という第2フェーズでございます。青少年が自画撮り被害に遭うプロセスにおきましては、コミュニティサイトで遭遇した相手と、1対1のやりとりに移行した後で行われることが多いというのが現状でございます。通信の秘密に守られてしまいますこの1対1の閉鎖的な環境下においては、保護者、それから事業者もなかなか警戒は難しいという部分で、青少年自身の性に関する判断能力という自己防御力に頼る部分が大きくならざるを得ないという状況でございます。

そこで、青少年の自画撮り被害を減らすためには、このページにおきましては、青少年の性に関する健全な判断能力を日ごろから高めていくということは大前提ではございますが、青少年の能力形成のスピードには個人差がございますことから、青少年の判断能力が形成途上であるということをしっかり受けとめて、その間は、被害に遭うリスクを低減するような様々な取組で補完してあげることが大事だと考えてございます。

このような観点から、健全育成条例におきまして、福祉を阻害するおそれのある行為の防止であったり、青少年の健全育成を図るために、青少年に児童ポルノ等の作成・提供を勧誘する行為を禁止するのであったり、そのような福祉を阻害するおそれのある働きかけから青少年を守ることに資する取組を推進するといった規定を整備することも考慮に入れるべきだと書いてございます。

こういった認識に立ちまして、1点目の普及啓発、教育、相談等対応というところでございます。まず、健全育成条例の中に、青少年の性に関する都の責務というのは、今現在もございます。その部分につきまして、青少年の性に関する健全な判断能力の育成を図るとしておりましたところ、青少年の自画撮り被害のように、健全な判断能力と形成途上であることに起因して、青少年の福祉が阻害されるケースというのを、カバーする書きぶりが必要だと考えてございます。このケースに対応する普及啓発等ができるように、都の責務として、同条例に規定するべきだと書いてございます。

また、そのように追加された責務に基づきましては、普及啓発等の強化をやっていけないといけないと考えてございます。議論の中では、この10ページの一番下に書いてございます。これは仮にでございますが、規制等対応と後ほどご説明いたします禁止行為を盛り込まれた後であっても、①、②、③などは、配慮して普及啓発をやっていかなければいけないということでございます。①は、勧誘を受けなくて、青少年が自ら画像を作成提供した場合というものを、青少年のまだ成長未発達等というところを鑑みて、

しっかり普及啓発で防止していつてあげないといけないというところがございます。

また、2点目が健全育成条例で禁止されないような対応の勧誘を受けた場合も、安易にこれに応じて作成提供する場合がございます。このようなことがないように、普及啓発等をしっかりやっていただきたいというところがございます。

3点目が、実際に禁止されることになれば、禁止される行為、勧誘行為を受けた青少年が、保護者や、相談窓口相談せずに、画像を作成提供したという場合もあると思います。こういった場合にもなかなか画像の提供というのを未然に防いであげられないということがございますので、普及啓発、それから相談体制の見直しというのが必要かと考えてございます。

今のところでございます。特に青少年は将来の危険性を具体的にイメージする能力が形成途上であるということ踏まえまして、具体的なイメージを持たせる普及啓発というのが大事だということを考えてございます。

また、ウでございますが、青少年は、判断能力が形成途上であるため、判断に迷った場合に気軽に相談できる窓口があることをしっかり周知することが大事でございます。働きかけを受けた青少年は、どうしても親や学校に連絡が行くのではないかとか、対応した職員に怒られるのではないかとといった不安をもって、アプローチを躊躇するケースがあるというご発言がございました。都は、これまでも電話、メールでの相談窓口を開設してございますが、不安を払拭するような広報を様々な機会に捉えて行うことはもとより、気軽に相談できるように、相談の一時的な対応を比較的青少年と年齢の近い同性職員に担当させて、信頼関係を築いた後、ベテランの職員に引き継ぐなどの工夫も必要だということが書いてございます。

また、相談の主体が児童とか生徒で、未就労、まだ働いてない状態であることを考慮して、電話相談をフリーダイヤルにすることであったり、その広報媒体に、青少年がよく利用する SNS を利用することなども検討するべきだというご発言がございました。

また、後述の規制等の対応というところで、不当に勧誘する行為の禁止のとおり、改正された後は、悪質な働きかけの抑止効果であったり、勧誘段階の取締りによる青少年の画像提供の未然防止の効果の他に、青少年に対して、このような勧誘行為自体が「悪いことだよ」と、それを断ることは「悪くないことだよ」という認識を広げていく効果というのをしっかり発揮していくべきだという意見もございました。

これまでの被害実態を見ますと、画像を送るように勧誘されてどうしたらいいかわからなくて、そのうちに、送らざるを得ない状態になるという状況がございました。そのような勧誘を断ることが正しいんだということをしっかり伝える普及啓発が必要だということでございます。

2点目が、技術的対応という二つ目の串でございます。健全育成条例改正によるネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーション等の推奨対象への追加ということでございます。

青少年の判断能力の形成途上な状態を補完するものとしたしまして、民間におきましてもインターネット上の有害な働きかけから、青少年を守るために有益なアプリケーションなどが開発されている状況がございます。広く青少年に利用してもらえることが望ましいと考えてございます。例えば、青少年が利用している SNS 等サービスにおいて、青少年へ特定の働きかけがあった場合に、保護者に知らせたり、相手方に警告を行ったりするアプリケーションなど、青少年による性的画像の送信前に、注意喚起を本人に行うというようなアプリケーションなどが想定されるところでございます。ただし、このようなアプリケーションにつきましても、他方でセキュリティーの確保であったり、子供の人権というものにも配慮した仕組みでなければならないと考えてございます。そこで、現行の健全育成条例では、青少年がインターネット上の有害情報を入手することを予防することを配慮した推奨制度というようなものがございます。これに、青少年の判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の福祉が阻害されないために、有益なアプリケーションなども推奨対象に加えることができるように規定を整備すべきだということでございます。推奨することによって、多くの人に使ってもらおうという半面、民間においてこのようなアプリケーションの開発を促されるという側面もあると考えてございます。また、推奨した後の広報が弱いというご指摘もございました。積極的な広報をして、推奨制度の意味を発揮させるということが大事だと考えてございます。

最後に、規制等の対応というところが 3 番目でございます。健全育成条例の改正による児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止というところでございます。青少年に対し、その青少年の姿態等に係る児童ポルノや、その電磁的記録を作成したり、人に提供したりするように勧誘する行為で、一定の状況・態様で行われるものにつきましても、判断能力が形成途上である青少年にとっては、その福祉を阻害するおそれの高

い行為とあります。このような行為の手口は、日々、複雑巧妙化してございますので、上記のような普及啓発であったり、教育等による対応、それから技術的対応ではなかなか被害の防止には限界があるという現状もございます。また、法的規制としては、刑法に抵触しない場合も多く、また、勧誘行為自体は児童ポルノ禁止法にも抵触しないと、先ほどご説明したとおりでございます。このため、判断能力が形成途上である青少年の一層の保護を図るために、その対応と合わせまして、健全育成条例におきまして、その行為を罰則をもって禁止することによりまして、当該行為の未然の抑止であったり、防止であったりを図るとともに、このような行為が許されないものであると明確にする必要があるということでございます。

先ほど、1番目にありました、一定の状況・態様でということにつきましては、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段による勧誘を類型化して書かれることが適当だと書いてございます。具体的には、①から⑤に挙げてございますような、不当な手段などが規定することが望ましいのではないかというご意見でございます。

なお、健全育成条例は、青少年の行為に対して直接制限の形式をとらず、青少年を取り巻く社会の責任で、青少年への福祉を阻害するおそれのある行為を防止しようという間接的な方法が規定されている条例でございます。この趣旨を踏まえれば、禁止規定につきましては、青少年が勧誘する側に回った場合、条例違反にはなるものの、罰則の適用はないこととするのが適当であろうということでございます。また、都外所在の者から、都内所在の青少年にメール等で勧誘が行われた場合に、都内所在の青少年を守るために必要な限度においては、当該都外所在の者に対しても適用されるように設計すべきだというご意見がございました。

これらにつきましては、主要な法的論点の整理は次のとおりでございます。①は、禁止行為の明確性についてでございます。条例上禁止される行為は明確に規定されなければいけないということは大原則でございます。本禁止規定は、禁止される勧誘の内容を、表現行為として高い価値を有しない「児童ポルノやその電磁的記録」という、既に児童ポルノ禁止法上、禁止されているものに限定しているという点、それから勧誘の方法について、不当な手段を類型化して掲げるという2点におきまして、一定の明確性があるものと考えております。現在社会問題となっている青少年の自画撮り被

害をしっかりと一定の明確性を持って、切り取って、必要な処罰範囲の限定をしていくべきだということをございます。

また、②に書いてあるとおり、直罰規定とすることの妥当性についても検討されました。条例上禁止される行為というのは、健全な判断能力が形成途上である青少年の福祉を阻害するおそれの高い行為だということをございます。大人に対してこのような勧誘行為をする責任を問う、大人の姿勢を正すということを目的に罰則をもって禁止することが適当であると考えてございます。

なお、謙抑主義の観点から言えば、行政命令や警告等の行政措置をまず検討すべきであると考えてございます。青少年の自画撮り被害につながる働きかけは、その大半が、コミュニティサイト上で知り合った面識のない相手からのものございますので、行政手段により相手を特定することは難しいという、また行政措置の名宛人を特定できないという点もございます。したがって、実効性を担保するためには、強制捜査等が可能な司法的手段によるほか、とり得る手段がないという現状もございます。

また、健全育成条例で明確に禁止される行為を規定すれば、違反した者に対しては処罰について十分な事前の告知があったといえますので、かつ処罰権限の濫用のおそれもないことに鑑みれば、直罰規定とすることも妥当だろうというご意見をいただてございます。

③にもありますが、インターネットを介した勧誘行為を条例で規制することの妥当性というところも議論されました。

インターネット上で完結する行為の規制であれば、地方自治体ごとに定められる条例にはなじまないのではないかと指摘もあり得るところございます。青少年の自画撮り被害の事例を見てみると、SNSや電子メールだけでなく、電話が使用される事例もございます。何らかのツールで地方公共団体の区域において、勧誘者から被勧誘者へ働きかけを行われるという勧誘行為として捉えることができるものだと考えてございます。したがって、インターネット外の行為の禁止と同様に、その禁止を条例で規定することも妥当だろうということございます。

なお、「勧誘行為の禁止」を定める規定につきましては、本条例にもございますし、東京都迷惑防止条例にもございます。法律では、児童ポルノ禁止法や売春防止法にも勧誘行為の禁止というのをございます。

最後④として、「児童ポルノ禁止法との関係で本条例規制が許容されることについて」というのがございます。

児童ポルノ禁止法の規定を見ますと、青少年の自画撮り被害につながる勧誘行為について、規律する明文の規定はございません。法律全体から見ても、こういった行為をいかなる規制をも施すことなく放置すべきだという趣旨であると解する根拠は見当たりません。

また、この児童ポルノ禁止法の中で、自画撮り被害自体に適用される7条4項というのがございます。製造罪という位置付けで適用されるものもございます。本条例規制は、青少年の自画撮り被害につながる勧誘行為を、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年に対しその福祉を阻害するおそれの高い行為であるとして処罰するものでございますので、同法とは目的が違うということで、その適用によって、同法の意図する目的と効果を何ら阻害するものではないという結論を導いてございます。

最後に、アのこういった禁止規定を設けることによる効果でございますが、一つは、悪質な働きかけというのが、事前に抑止されるという効果がございます。

二つ目が、勧誘段階での取締りによる青少年の画像提供の未然防止を図る効果等というのがございます。

最後に、青少年に対して、このような勧誘行為自体が悪いことで、それを断ることは悪くないことだという認識を広げる効果という、三つの効果が期待されるということでございます。

その次に、(2)でございます。民間相談窓口を含めた関係機関の連携による勧誘段階での被害防止ということでございます。先ほどの禁止規定ができて、勧誘段階で把握しなければ意味がございません。勧誘行為の相談を受けた相談機関が、まず、相談者に「画像提供は行ってはいけない」ということを、徹底させた上で、迅速に警察につなげ、刑法や、この勧誘行為の禁止の規定を適用した勧誘行為時点での取締りに努めるなど、民間相談窓口を含め、関係機関が連携をして未然防止を図る必要があるということでございます。そのためには、健全育成条例の改正に合わせまして、勧誘行為は断ることが正しいんだと。勧誘行為を受けた場合については、画像を提供する前に、保護者や、相談窓口相談するというところについて関係機関が連携して、青少年への普及啓発を強化していかなければいけないということを書いております。

また（3）は、他の都道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要望ということでございます。

青少年の自画撮り被害につきましては、勧誘者と被勧誘者が異なる都道府県に所在することも多いという実態もでございます。他の都道府県の条例に同様の規定があれば、あるいは、児童ポルノ禁止法等に同様の規定があれば、被害を減らすためにより効果的な対策が可能であると考えています。そこで、都の健全育成条例の改正と合わせて、他の道府県への条例改正の要請だったり、国への法整備の要望をしていくべきだということを書いてございます。

第2の部分については、以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。大部な内容になりますけれども、働きかけの段階についてですね。委員の先生方からどの部分でも結構ですので、ご意見があればお願いいたします。

○坂元委員 答申素案ということで、素の字がついておりまして、これは叩いてくれということを含んでいるのかと思うんですが、しかし、私としては、答申素案は既にかかなり練られていて、整ったものとしてくださっているように思われまして、実はあまり気になるところというのは、なかった次第です。でも、ようやくここで少し指摘できるかなというところがございまして、お話しさせていただきます。

11 ページの上から4行目に、イというのがありまして、特に、青少年は、将来の危険性を具体的にイメージする能力が形成途上であることから、青少年に対し、具体的なイメージを持たせる普及啓発等が効果的であるとでございます。危険性を具体的にイメージする能力が形成途上であるということで、ざっくり言えば、こうした表現でもいいかと思しますので、これはこれでこうした言葉をお使いになられてもいいのかなと思うのですが、中核的で重要な要素としては、将来の危険性を軽視するということがございまして、これが見落とされない方がいいと思うんです。ですから、危険性を具体的にイメージする能力という言葉はあるとしても、何かしら、将来の危険性を軽視するというものも、混ぜ込んでいただくとうよろしいのかなというのが一つでございます。

それから、効果的な啓発ということでございますが、将来の危険性を軽視するという特性、青少年がこれを持っているという話があるわけでありまして、これ自体を伝えるということ。これを自覚していただくということも、一つ有効なものと考えられる

のではないかと思うところでございます。

それから、さらに申し上げますと、これは、児童が被害を受けるというものですので、知識があれば、それだけでも被害を避けようという動機づけが高まって効果をもつものだというふうに思いますが、こうしたものでも、わかっている、やはり危険な行動をしてしまうということが問題になっているところでございます。いかにして、行動変容までもたらすかということも合わせて大事だとも言えるわけでございます。そうしたときに、効果的と考えられているように思いますのは、コミットメントを持たせり、自我包絡をもたらすことがございます。これは、自分の責任や自尊心というものを問題にかかわらせるということでございます。例えば、人の前で、私は、こういう危険なことをしませんが、この場合で言う「自画撮り写真を送られません」ということを宣言させます。それから、他者を説得する。すなわち、「自画撮り写真を送ってはいけないんだよ」ということについて他人を説得するようなことを行わせます。これらは行動変容に有用とされます。

先ほど、年齢の近い人で啓発をするということは、有効だという話がありましたけれども、これは、事情がわかっている人からの話なので、現実的な啓発になるという意味と、すなわち啓発を受ける方の側の意味と、もう一つ、実は、啓発をする方の意味があると考えられます。こちらが相手を説得することになるということで、すぐれた方法であると考えられるわけでございます。

以上でございます。

○木村部会長 どうも、貴重なご意見ありがとうございました。あと、今の点は、例えば、この先ほど坂元委員からご指摘いただいたあたりを少し膨らませることはできるかもしれませんが、資料の5で坂元先生に、以前、ご講演いただいた内容をまとめていただいているかと思うんですけれども、この関係のある部分を引用させていただくということもできますでしょうか。

では、文案については、少し詰めさせていただきたいと思いますが、ぜひ、今のご意見を取り入れるなり、注で引用するなりさせていただければと思います。ありがとうございます。

他の点で、委員から何かございますでしょうか。

○古賀副会長 さっき回答していただいた部分もあるんですが、もちろん子供が自分で気

が付いて、いろんな問題に応えていこうとする自我意識を持つとかということの方が、最も望ましいんですけども、現実的に私どもが見る中学生や高校生がそこにたどり着くということは、なかなか大変な作業なのかなと思います。しかも、先ほどのお話のように、例えば1対1に進んでいく途中のところでも、本人たちにあまりそういう自覚があるという感じはないのかなという気がしてしまうわけなんです。正直言いまして、健全育成の環境を作るとなると、それが当事者である子供自体によってのみなされるということは、なかなか難しく、結局はその周りにはいる保護者とか、先生とか、地域の方などそういう方たちも適宜関与していかざるを得なくなってしまうのではないのかなという気がするわけなんです。それというのは、子供たちに、もちろんいろんな啓発をしていくとか、あるいは、ここで出ているようないろんな課題について伝えるということをやった上での話なんですけど。例えば、親御さんとか先生たちがある種のリスクを感じるなどいうときに、先ほど通報というようなことが、こういう条例の枠組みを感じながら可能なことなのか。つまり、こういうようなことに係るような要素が見受けられるなど、あるいはサインとして感じたなどいったら、そういうことができるのかというようなことが、健全育成に係る人たちの認識には強くあるのかなと、私には思えるわけです。

そうなった場合に、ここに、今、書いているようなことが、先ほどのいただいた「こたエール」みたいなところで、例えば、相談した場合に、対応していただけるような仕組みというのが、やはりあった方がよろしいのだろうなど。つまり、この「こたエール」も、子供が当事者のように見える形になっているのですが、例えば親御さんや地域の指導の方々、そういう心配があるという場合に、ある種の「通報」「警告」というおそれを感じたから相談してみましようとか、啓発的な要素をやってもらえるように働きかけましようということとか、この条例から感じられてくるということがあっていいのではないか。それが先ほど、お話しした「通報的な」ということだったんです。

今、お伺いしている法的なところについて、私、別にこれに対して全然、異論はないんです。むしろきちんと作っておられていいと思うので。いわゆる大人側が、こういった問題にかかわっていく子供についての問題を、何らかの形で相談したり、改善できる糸口とか、入り口を、この条例の改正の中から感じ取れるようにしていただくということができないのかなと。非常に回りくどい言い方で申しわけないのですが、つまり大人

側が、これに対して何らかの関与ができる入り口がついているようにしていただけないのかなということ为先ほど言いたかったということなんです。

○木村部会長 ありがとうございます。私もきちんと理解していなくて申しわけございません。一つは、11 ページに、そもそも勧誘自体が悪いことだというメッセージは非常に強いメッセージだと思うので、それは社会にもかなりの影響を与えることになるだろうと。そうすると大人の認識も変わってくるのではないかというのは、一つあるかと思えます。それと、現在でも、児童ではなくて、大人からの相談というのは、かなりあるのではないかと思うんですけど、その実態がもしおわかりになれば、教えていただけますでしょうか。

○鍋坂健全育成担当課長 それでは、事務局から、「こたエール」に関しましてお答えします。こちらのチラシでは、子供のネット・ケータイのトラブル相談ということで、子供からの相談窓口というふうに見えてしまうんですけども、子供に関するネットのトラブルであれば、保護者の方、また学校関係者の方とか、そういった大人からの相談についても受け付けているものでございます。実際のところ、東京都で運営しておりますが、他府県からの相談であっても、一時的な対処は行っております。今後の普及啓発の中で、子供からだけではなく、子供のネット・ケータイのトラブルに関しては「こたエール」にしてくださいと、普及啓発していこうと、考えているところでございます。

○木村部会長 ありがとうございます。副会長、もしあれば。

○古賀副会長 今お話のようなことで十分だと思うんですけど、ただ、そのことが、結局、この条例の有効性を高めるときには非常に重要になっていってしまうのではないかと。子供自体、もちろん当事者としての問題意識を持っていくのが重要なんですけど、子供を保護する人々が、これをきちんと理解して、こういう危険性についての認識を持って、あらかじめいろんなことに関与していこうとするということがいるのではないかという気がするんです。そこを強調したかったものですからこの中身についてというよりは、その枠組みについてということだと思うのですが。

○木村部会長 もしあればお願いします。

○重成青少年課長 先ほどのご指摘に、「こたエール」は、現実的に親からの相談も受けられるということもございますし、また、先ほどご説明したこの答申案の中にも、民間相談機関を含めて、各機関が連携してやっていくというような部分もございます。例えば、

15 ページの (2) の中で、民間相談とか関係機関の連携により勧誘段階での被害防止というところでも、関係機関が連携して青少年への普及啓発を強化することが必要であるということを書いてございます。これは、関係するもの全ては、青少年への普及啓発、相談を認知した場合に、みんなが迅速に動いてやっていこうと、それから被害を相談するということについて、関係機関が連携して、青少年の普及啓発を強化することが必要だということで、これは保護者から青少年への普及啓発の強化ということも、読み込まれており、一応、表現はされていると考えてございます。

また、条例上の話は先ほどございましたが、実は、現在も条例の中にも、何か所か、保護者などの責務が書かれているところがございます。性に関する保護者の責務という欄もございますし、あと、インターネット利用に関する保護者の責務という欄もございます。その中で、子供のインターネット利用については、しっかり気を配らなければいけないということ、周りの大人の責務について書かれてございまして、今回は、さらに深く自画撮りという部分について条例を改正しようと考えているということです。このように、インターネットとか性に関する責務というのは、実は書かれているという状況でございます。

○ 宍戸委員 今、古賀先生からご指摘があつて、事務局のご説明と重なる部分ですけども、例えば、専門部会を振り返ってみますと、第 2 回のときに、違法・有害情報センターの桑子さんからご説明いただいたときも、実際に相談事例として、保護者の方が、うちの娘の写真が載っていて何とかならないのかとかいうことを相談されているなど、現実の問題として起きているということは、はっきりしていることだと思うのです。そういうことについて、実は既に民間の窓口などにおいて、一定の取組がある。その意味で、今、事務局からご説明いただきましたように、15 ページの (2) という部分では、まさにそこに手当をするということになっているんだろうと思います。

そうしますと、特に強いメッセージをもう少し送ると、今、副会長がおっしゃられたことについてであれば、10 ページの 1 の (1) の青少年の性に関する都の責務の追加と、ここだけ漫然と見ると、青少年に対して一生懸命普及啓発をすると見えるわけですが、しかし、条例全体の精神から見ても、また、既に今、事務局からご説明ありました、都民、大人の責務が書かれていること全体からしましても、ここで普及啓発というのは、単に青少年だけではなくて、大人社会全体を含めての普及啓発である。ある意味、事務

局にとっては今さらのことだったのかもしれませんが、そこをよく書いていただく。この後に出てくる技術的対応、あるいは、規制も含めて、行われて、悪いことなんだよということを、社会全体、大人も含めて周知していただくというところについて、10ページの(1)でそういう目安が出るような書きぶりにしていただくとよろしいのかなと思います。

以上でございます。

○木村部会長 貴重なご指摘ありがとうございます。お願いいたします。

○吉田(善)委員 私も、保護者の立場から見ると、保護者に対しての普及啓発が少し弱いように感じます。ネットとか、携帯端末、保護者が実際契約してお金を払って青少年に持たせるわけです。そうすると、保護者がどれだけ理解しているかというのは、必ず必要になってくると思います。保護者の場合は、学校経由が非常に大きな情報の取得になると思うんです、ほぼ全員にいきますので。そうなったときに、もう少し教育現場との連携というか、普及啓発に向けた連携が、少しにじみ出てくればよろしいのかなと思います。

SNS 東京ノートでしたか。各世代に分かれて、私、全部見ましたけども、子供たちは非常にこれで勉強できると思うんです。これの保護者版みたいなものがあると、保護者も理解はしやすくなるのではないかなと思います。そういった方向に行くような、保護者に対しての普及啓発をもう少し強く打ち出していきたいなと感じています。

○木村部会長 どうもありがとうございました。お願いいたします。

○古賀副会長 今、吉田先生も言ってくれましたし、宍戸先生も言ってくくださったので、それでもう十分なんですけど、結局、保護育成の主体は大人なんですよ。今回の条例の基本的な精神は、未成年を守ることですよね。大人の立場を明示的にしていかない限りは、守ることにならないです。誰が守るんだということですね。本人が守れという話になってしまったら、これは全く本末転倒です。そこをどうしても強調しておきたいものですから、繰り返し同じことを言っているんですが、ここは自覚的に捉えることで、やはり大人たる都民全体が考えるべきことですよ、我々も含めて。だから、そのところは、ぜひ入り口として明確にさせていただいて、どちらかという、だんだん子供が勝手にスマホを使ったりして、勝手にやっているじゃないかみたいな、子供自己責任に到着しちゃいそうな怖さがあるものですから。申しわけないですが、そこを繰り返

しの議論をさせていただいたということです。

○木村部会長 どうもありがとうございます。

今の点、まとめさせていただくと、宍戸委員からご指摘があったように、10ページの1の(1)について、保護者へのメッセージをもうちょっと厚く書くと。具体的には、広報とか啓発のレベルになるかもしれませんが、先ほど吉田善博委員からご指摘いただいたような内容も、念頭に置いて書けるようにするといいいは思うんですけども。答申に書くかどうかはともかく、足がかりをどこかで作っておいた方が宜しいというふうには思います。

何か、今の点でありますか。

○重成青少年課長 先ほど条例の中に、保護者等の責務がすでに規定されていると申しましたが、恐らくこの答申素案の表現だけではそのことが読み取れませんので、ご指摘を踏まえまして少しリマインドするという形で、保護者の責務もきっちり頭に入っているということを表示したいと思います。

○木村部会長 よろしくお願ひいたします。

○古賀副会長 保護者だけが問題視されてしまうんじゃないんですね。大人なんですよ。ここは間違えちゃいけないと思うんです。保護者が自分の子供について責任を持つのは、ある意味当然のことかもしれないです。しかし大人社会が、これに対して責任を持つ。ネットという仕組みを作ったのは大人の側なんですから、そういうことがわかるということが重要じゃないでしょうか。

申しわけないんですけど、現在の保護者、さっき吉田先生もご指摘のように、そんなに十分な子供への教育力を持っている人ばかりではないということが現実ありますし、いろんなこういう問題の関与というのは、例えば、塾の先生ですとか、それから、地域の指導の方とかにも出てくることがあるわけですから、大人というイメージを伝えていただけるとうれしいなと。ですから、もちろん保護者も入りますけども、保護者だけの責任でもなくて、大人社会が担うというところを確認していただきたいなという感じ。こだわってしまって。失礼します。

○木村部会長 ありがとうございます。できる限り、今のご趣旨は盛り込んだ答申にしたいと思います。

○重成青少年課長 すみません。先ほど私も保護者と言ってしまうました。条例上、保護

者等となつてございまして、家庭、地域その他の場においてというような表現がありますので、ぜひそういうところをリマインドして、明記したいと思います。

○木村部会長 ありがとうございます。坂元委員、申しわけありません。お待たせしました。

○坂元委員 念のため、伺っておいた方がいいのかなということなんですけれども、この条例に関しまして、法律の先生方で検討されたと伺っておりますが、何か議論になったようなことがあったのか、また、議論になったということであれば、どう決着したのかというようなことについて、少し、お話をいただけるとありがたいです。

○木村部会長 ありがとうございます。浅田委員、宍戸委員、何かご発言いただけることがあればお願いできますか。

○宍戸委員 それでは、私の見た経緯ということで、誤解があるかもしれませんが、私の認識も含めて若干申し上げたいと思います。

私、第1回の検討部会に欠席した際に、仮に自画撮りを刑事罰等をもって規制するという場合に、幾つか論点があるはずである、それについての検討をお願いしたいというペーパーを、事務局にお願いして出したところ、事務局で全部読み上げていただいたということで、大変恐縮しているということは、第2回の冒頭でも申し上げました。その点につきまして、この種の表現の自由に係り得る行為の規制、また、国法による規律があるところでの条例による規制という点で問題になり得る法的な論点について、13ページから14ページでございますけれども、四つの点でございますが、それについて十分な議論を、例えば専門部会において、また、藤原静雄教授の名前が挙がっておりますけれども、ヒアリングをして、十分に議論したものと理解しております。

特に、13ページの①から⑤にかけて、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段による勧誘を、必要な形で類型化をし、過剰な規制にならないよう、かつ、今、お手元にお配りをいただいておりますが、緑のファイルに入っておりますけれども、自画撮り被害の主な事例というところで、現実に問題になっているような事例について、児童ポルノ禁止法違反の前の段階で必要な範囲で規律を行うということについて、国法との関係にも留意しながら、十分な理由づけをもって、対象を限定、明確化する議論ができたものというふうに、私は認識しております。

これまでの専門部会の議論を踏まえて、浅田先生、それから木村先生、それから事務

局とも法律関係者で議論いたしましたけれども、必要な範囲に必要な理由づけを示すことができたのではないかと、私は認識しております。

とりあえず、以上でございます。

○木村部会長 ありがとうございます。浅田委員、ありますでしょうか。

○浅田委員 法律家で議論したところというのは、先ほども先生からもお話がありましたけれども、やはり明確性のところと、あとは、必要な処罰をすべき勧誘行為について、ちゃんともれなく網羅できているかという、両方の観点から検討した結果、13 ページ目の①から⑤の方法というのが、最も問題になり得るところと、あとは、それであれば、一定の明確性というのが得られて、処罰の範囲というのも限定されるだろうというところを最終的に整理したというところでございますので、その中でさらに問題点があるということであれば、この機会にご議論いただければと思っております。

○木村部会長 どうもありがとうございます。坂元委員、何か。

○坂元委員 よくわかりました。

○木村部会長 ありがとうございます。今の点、他の委員の先生方からも、特に、今、浅田委員ご指摘のとおりで、一番問題になるのは明確性の問題かなとは思いますが、ご意見等あればぜひ賜りたいと存じます。

○重成青少年課長 その2点につきましては、資料4で、「自画撮り被害の主な事例」というのを挙げてございます。詳しくは、会議終了後回収となっております、緑のファイルをご覧ください。

先生方にも、このような事例を見ていただきながら、検討したところでございます。

①の拒絶しているにもかかわらず勧誘というような態様につきましては、この下のような事例をイメージしてございます。無料通話アプリで交友していたのですが、ある日、自分の裸の写真を送るよう、男性の方から催促されるメッセージを受信したと。嫌だと断っているんだけど、何度も、何度もしつこくやられて、最後は、諦めた気持ちになるということみたいでございます。自分の上半身の写真を撮影し、送信してしまったというような事例でございます。この後、エスカレートしていったという事案でございます。先般、ご提案いただいたような、条例ができれば、画像提供前に、条例が適用されることとなります。

現行のままでございますと、児童ポルノ禁止法違反、強要罪の適用タイミングで事案

が止まるということをごさいますして、画像の流出を未然に防止できない。それゆえこの改正条例が必要ではないかということをごさいます。

2番目の欺き、また誤解させるような事項を告げる方法ということをごさいます。この中では、いろんなケースがあるんですけども、一つの例としましては、同性になりすました相手から、体の悩みの相談を装って画像送信を働きかける事案というのがごさいます。実は、男性なんでごさいますけど、女性と名乗った者から、体の相談をする中でその相談に必要なだからといって、写真を送らされた。しかし、後々男性であることを知って後悔の念にさいなまれるというような状況でごさいます。これも同様にごさいます。

また、威迫する方法というものでは、この下のような事案にごさいます。他愛ないことで怒られて、それを契機に胸の写真を送れとか、土下座した全裸の写真を送れとかいうようなことを申し向けられたということをごさいます。どうしても子供の中では断ると、また怒られるというおそれが大きくなってしまいうことで、もう送ってしまった方が楽だという気持ちになるということをごさいます。

裏でごさいますけど、対償を供与し、また、その供与を約束をする方法というのがごさいます。インターネット上で知り合った相手から、お金を払うから裸の写真を送ってほしいと言われた、などの事例です。子供にとっては、少しの額のお金であっても、非常に魅力的なものだと感じることもあって、そういったことで写真を送ってしまったという事案にごさいます。後々、無理やりの性行為などにも発展するということ、非常にかわいそうな事案にごさいます。

最後に、その他困惑させる方法というのがごさいます。ネット上で知り合った相手と連絡をとるようになって、電話でしつこく画像を送るように求められた。あんまりしつこくされて、一度だけ自分の裸の写真を送ってしまったというようなものにごさいます。後には、裸を見せないと殺すよというような脅迫までされたという、要求がエスカレートしたという事案にごさいます。

このようなものを、改正条例を適用して画像提供前に止めてあげられるということをごさいます。こんなことを見ていただきながら検討しました。

○木村部会長 ありがとうございます。他に、今の部分についてご指摘いただく点ごさいますでしょうか。

坂元委員からのご質問にありましたけれども、法律専門の者同士で話したときにも、繰り返しになりますけど、明確性のところが一番議論になって、今、事務局からご説明ありましたけれども、非常に具体的な事例があって、それをイメージしながら文言に起こしたというのが、この①から⑤ということですので、その意味では、不当な処罰の広がりのようなものは、あまり想定できないのではないかと考えております。

では、もしよろしければ、第3に移ってもよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○重成青少年課長 第3のご説明をしたいと思います。16ページでございます。

不幸にも青少年が画像を送信してしまった後の段階でございます。

青少年が自撮り被害に遭い、画像を送信した後に、青少年の現在と将来への影響を最小限にするために、当該画像の拡散を最小限に抑えることが重要でということでございます。児童ポルノ禁止法の中にも、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置などが規定されておりますが、被害の速やかな対応について、官民を挙げた対応が求められるということでございます。

このような認識に立ちまして、普及啓発、教育、相談等対応ということでございます。相談しやすい窓口の整備というのが大事でございます。都は、青少年に対して、画像を送信してしまった際の相談窓口の周知を徹底することが重要でございます。また、青少年は窓口で相談することに対して、先ほどもございましたが、アプローチを躊躇するケースも少なくないということでございます。

そこで、相談窓口は、被害に遭った児童の気持ちに配慮して、そのような不安を払拭するような広報、対応をしなければいけないという他に、青少年が相談の主体ということとを考慮し、フリーダイヤルにするとか、広報媒体にSNSを利用するなどの検討もすべきだということを書いてございます。

2番目が、技術的対応というところでございますが、インターネット上の画像削除に関する民間の技術的取組の注視ということでございます。民間において、すばらしい取組が始まってございます。画像の発見、削除要請を行う取組というのを、先ほど吉田委員からもご説明あったところでございます。このような技術的な取組の進展というのを注視していく必要があると考えてございます。

また、ニュースなどでは、一部民間のアプリケーションにおいて、人工知能で画像を

発見する、発見して削除するようなことを開始したという報道があったところでございます。そのような民間の取組というのをしっかり把握していくべきだと思っております。

最後の規制等の対応というところでございます。被害の相談を受けた相談機関が、相談者に削除要請の手順を適切に迅速に教示するということが大事でございます。また、迅速に警察にもつなげ、児童ポルノ禁止法等あらゆる法令を適用して、被疑者の取締りに努めるなど、民間相談窓口も含めて、関係機関が連携して被害に遭った青少年の画像拡散を最小限に抑える必要があるということを書いてございます。

以上でございます

- 木村部会長 ありがとうございます。今の点についてご意見あればお願いいたします。
- 吉田（奨）委員 満を持しまして、私の方から。私が前回、前々回とご発言した内容を組み入れていただきまして、どうもありがとうございます。

冒頭の部分の末尾でございますけれども、官民を挙げた取組が求められるというような結び方をさせていただいておりますけれども、民間は既にある程度始めておりますので、もう少し、都の支援をメインにした結び方にさせていただけるとありがたいと思います。例えば、民間の取組を支援するなどの検討をすべきであるとか、民間がもうやっている、もちろん官民挙げてやっていかないといけないんですけど、経済的支援だけでなく、例えば、私どもの窓口は、知名度がなかなか上がらないという形でございますので、都の事業である「こたエール」さんのようなものにまぜていただくとか、混乱するようであれば別枠でも構わないんですけど、いろんな広報誌に載せていただくとか、広報面での支援ですとか、そういったところで民間の取組を、今少しご支援いただくと幸いです。

- 木村部会長 ありがとうございます。何か、今の点について、事務局からコメントいただく点ありますか。
- 重成青少年課長 内容につきまして、ご相談させていただくということで、文章につきましては、16ページの1の(1)の最初の2行、青少年に対して相談窓口の周知を徹底するということの、この相談窓口は、都とか行政の窓口だけではなくて、民間のすばらしい取組をしている窓口も含めて、周知を徹底していくということも考えてございます。
- 木村部会長 ありがとうございます。官民を挙げたという文言もあるので、民間を都

がバックアップするということも、もちろんこの中に含まれていると思います。実際に、広報等を動かすときに、今のようなご意見、非常に貴重だと思うんですけども、文案については、どの程度盛り込めるかわかりませんが、少し検討させていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他の点で、何かございますでしょうか。オブザーバーの方も、もしご指摘いただく点があれば、お願いしたいと存じますが。

○古賀副会長 本当に同じことを繰り返してて、申しわけないんですけど、相談する担い手が子供だけではないと思うんです。子供に前提がなっちゃっているような文章に私には思ってしまうので、どうしてもそこで広い入り口、介入者をふやしていただけないかなど。そういう文章に、なおしていただけるとうれしい。今日はこだわり続けて、申しわけありませんがよろしくお願いします。

○木村部会長 ありがとうございます。確かに青少年に対し、窓口を周知するというような文言になっていますので、先ほどと同じことで、保護者等というのにも入れられる部分があれば入れるようにしたいと存じます。ありがとうございます。

それでは、全体について何でも結構ですけども、委員の先生方から、もしあれば。

○浅田委員 お配りいただいている資料の中に、「平成 29 年度青少年の性被害等の防止対策の講演会のご案内」という横書きのものをいただいているんですけども、こういう講演会の中で、先ほどご指摘のあった保護者だけではなくて、教職員であるとか、青少年の行政関係者とか、地域の方々に対してもこの講演を行っているということで、ネットトラブルの事例の紹介であるとか、あとは、被害に遭わないための対策であるとか、あとさらには、被害に遭った後の対策なども、こういうところで、講演会でご紹介していただくということが、大人たちを含めて被害を最小限にするための施策として考えられると思うんですけども、こういうものの講演会についても、一定の予算があって、行えるということなんじゃないかと思うんですけども、その予算について、都としてもそういう予算どりを積極的にやっていただくということも必要なのではないかなと思いますので、その点をもし何らかの形で盛り込めるようであれば、こういう講演会の有益性といいますか、そのあたりについてもご指摘していただければと思っております。

○木村部会長 どうもありがとうございます。何か、今の点で、コメントありますか。

○重成青少年課長 頑張ってます。

この性被害防止講演会は非常に人気が高くて、申込みを受けて、無料で都内各地に行って、専門の業者の方に興味深い話をしてもらおうという、飽きさせないような内容になっております。非常にいい取組だと思いますので、ぜひしっかりやっていきたいと考えてございます。

○木村部会長 どうもありがとうございます。すみません、私の手際が悪くて、大分時間も経ってしまったんですけれども、それでは、本当に今日は、多くの貴重なご意見を賜ってどうもありがとうございました。本日の議論を踏まえて、事務局と調整させていただいて、答申案を作成したいと存じます。拡大専門部会で、また改めてお諮りするということになるかと思えます。

本日の議論は以上で終わりとなりますけれども、廣田青少年治安対策本部長よりご挨拶いただけるということですので、よろしく願いいたします。

○廣田青少年治安対策本部長 本日は、大変長時間にわたりご審議いただきまして、皆さん大変ありがとうございます。専門部会の皆様方には、2月の総会以降、非常にお忙しい中スケジュールを調整していただきまして、短期間で精力的な議論をいただきまして、こんなにも早い時期に答申の素案をいただけたということで、大変ありがたく思っております。

私どもは、この問題を認知して以降、こういった自画撮り被害に苦しむ子供たちを救うのは、まさに大人の責任であると、我々の責任であるという思いから、今回の青少協のテーマとして取り上げさせていただいて、皆様の手を煩わせたということでございます。

先ほどから、古賀先生、また吉田先生から、大人の責任について幾つかご指摘をいただきまして、ありがとうございます。可能な限り、素案の中でそれを明らかにしたいと思っておりますし、非常に大きな、基本的なことでございますので、例えばこれから作ることになるであろう、「はじめに」ですとか、そういった中で、子供を守るというのは大人の社会的な責任であるというようなことを明らかにしていくというやり方もあるのかなと、今、思っている次第でございます。

いずれにしても、皆様方、大変お忙しい中、それぞれの専門的な分野、また知見のもとに貴重なご意見を賜りました。また、木村部会長におきましては、円滑な議事進行にご尽力いただきまして、答申素案をまとめていただいたことに改めて御礼申し上げます。

たいと思います。

この後は、間が短いんですけども、16日に拡大専門部会での審議を経て、総会で答申をいただくという運びになると思いますけども、私どもといたしましても、素案に盛り込まれた施策、ご提案につきまして、一日でも早くこれが実現できるように、精いっぱい全力を尽くしていきたいと思っておりますので、引き続き、先生皆様方のご支援、ご指導、ご協力をいただければというふうに思っております。

本日は、本当にありがとうございました。

○木村部会長　こちらこそどうもありがとうございました。最後に事務局から連絡事項があるということですのでお願いします。

○重成青少年課長　本日見ていただいた答申素案につきましては、本日委員の皆様からいただきましたご意見を反映させまして、また、部会長ともご相談しながら、「はじめに」というのと「終わりに」というところを含んだものを、後ほどメールにてご連絡させていただきたいと思っております。極力早くお送りしたいと思っております。期日が短くなって大変申しわけございませんが、ご確認いただきたいと思っております。

次回の拡大専門部会では、皆様にご確認いただいたものを答申案として、報告をいたしまして、他の委員の方々からもご意見等いただきながら、意見交換をしたいと考えてございます。

次回の拡大専門部会の開催日程につきましては、5月16日の火曜日の16時からでございます。42階の特別会議室Aというところでございます。この階のAという会議室でございます。

事務局からの連絡は以上でございます。

○木村部会長　どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして、第4回専門部会を閉会させていただきます。

なお、会議の冒頭、資料について事務局からご説明がありましたが、緑のファイルについては、これはお手数ですけども、机の上に置いたままお帰りいただきたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。